プロフェッショナル人材確保支援費補助金　Ｑ＆Ａ

【補助対象者】

Ｑ１－１：本社が県外にある場合は、補助対象者にはならないのでしょうか。

Ａ１－１：徳島県内に事務所又は事業所等があれば、本社が県外に所在している場合も補助対象者となります。

Ｑ１－２：徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受け，民間人材紹介事業者等との連携による仲介によって就業が決定した場合、必ず本補助金の対象となりますか。

Ａ１－２：必ずしも対象になる訳ではありません。「交付要綱」第２条のプロフェッショナル人材の定義や第３条の補助対象事業者の要件をはじめ、交付要綱等に定める要件を満たさない場合は、対象となりません。例えば、交付要綱別表１では、本補助金におけるプロフェッショナル人材の判断基準を示していますが、経験や年俸等の基準を満たさない場合は、補助金の対象外となる場合があります。

交付申請の検討に際して、事前に交付要綱等の県ホームページで公開している資料の確認をお願いします。

【補助対象期間】

Ｑ２：人材紹介手数料の支払日は、早くても遅くても補助金の対象になりますか。

Ａ２：民間人材紹介事業者への人材紹介手数料は、原則、補助対象期間（雇用開始日から起算して２カ月）内又はその１カ月後の実績報告書提出期限までの間に支払ってください。なお、雇用開始日が１月以降の場合は、遅くとも３月３１日までに支払いを完了させてください。人材紹介手数料の支払いが前年度内又は補助対象期間後である場合は、補助金の対象外となることがあります。

【交付申請】

Ｑ３：交付申請の時点で就業を開始していた場合、補助対象となりますか。

Ａ３：対象となります。

ただし、就業を開始してから３０日以内に必要書類を添えて交付申請書を提出していただく必要があります。

【プロフェッショナル人材】

Ｑ４－１：プロフェッショナル人材とは、具体的にどのような人でしょうか。

Ａ４－１：詳細は交付要綱第２条（２）のとおりです。交付要綱別表１と別表３の内容も満たす必要がありますので、留意してください。
　具体的には、次のとおりです。

共通要件

県外の大企業等において，専門的な技術や免許資格，知識や技能を修得し，企業の成長戦略を具現化していくことができる人材であって，マネージャー経験者，または概ね１０年以上の経験があり，高いスキルを有する人材，かつ雇用した企業が能力があると認め，年俸５００万円以上を出せる人材。

経営人材・経営サポート人材

経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材

（例）企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント管理者　等

販路開拓人材

企業にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材

（例）商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者　等

事業再生人材

企業が抱える課題を解決(財務再構築、事業再編等)し、事業再生を推進する人材

（例）金融機関のＯＢ等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者　等

生産性向上人材

開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材

（例）大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者　等

その他の人材

概ね１０年以上の県外での職業経験を有している者で、かつ、その企業の実情に応じて、プロフェッショナルとみなすことのできる人材。ただし、ＩＴスキルなどについては、必ずしも年限によらない。

Ｑ４－２：在外邦人や外国人は対象となりますか。

Ａ４－２：プロフェッショナル人材の要件を満たす場合は、対象となります。

Ｑ４－３：県内への転入が確認できるものとして住民票の提出が求められていますが
①県内に住民票を置いたまま県外で働いていたプロフェッショナル人材が県内に戻ってきた場合、どのような書類が必要ですか。
②県外へ住民票を異動し、単身赴任していたプロフェッショナル人材が県内へ戻ってきた場合、どの位の期間があれば県内への転入として認められますか。
③県外にいるプロフェッショナル人材が、単身赴任で県内に来た場合は、転入したものとして認められますか。

Ａ４－３：①県外に住んでいたことが客観的にわかる資料（賃貸契約をしていた住居の解約書類等）が必要です。
②６ヶ月以上の期間があれば、認められます。
③住民票の異動があれば、認められます。

【お試し就業】

Ｑ５：「お試し就業」の期間は決まっていますか。

Ａ５：「お試し就業」の期間は１か月以上を条件とします。